

駐車場利用管理約款

第1章 総則

第1条 (契約の成立)

本駐車場の利用者（以下、「利用者」という。）は、新潟市都市公園条例、同施行規則及び本約款等（以下、「本約款」という。）を承認のうえ本駐車場を利用するものとする。

第2条 (駐車場利用の目的)

白山公園駐車場指定管理者の公益財団法人新潟市開発公社（以下、「管理者」という。）は、利用者に対し、本約款等に反しない限り、短時間駐車するための本駐車場の駐車区画（車室）を別途定められた料金（有償・無償を問わず）による利用を許可するものとし、車両をお預かりするものではないものとする。

第3条 (駐車料金)

- 本駐車場の利用者は、本駐車場に掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金を支払うものとする。
- 駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から精算までの時刻とする。
- 駐車料金は、本駐車場内に備え付けの精算機により精算するものとする。

第4条 (駐車可能な車両)

本駐車場は、道路交通法第3条に定める普通自動車（全長5m以下、幅2m以下、高さ2.1m以下に限る。）、準中型自動車、中型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。）、大型自動車（乗車定員が30人以上のものに限る。）は利用できるが、普通自動車以外は事前に予約をしなければ利用できないものとする。

第5条 (駐車できない車両)

- 車両の構造による制限
 - 車両入庫認識装置が作動しない形状の車両
 - オートレベリング機能等を有し、車両高が変化する車両
 - エアロパーツ装着車両
 - 低床車で地上高15cm未満の車両
- 法令違反等による車両の制限
 - 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両
 - 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車両
 - 自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両
 - 仮登録中である車両等の車体の特定が困難な車両
- 他車への加害のおそれのある車両の制限
 - 付属装着物があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両
 - 大型特殊、建設用特殊等の特設用途の車両等で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれがある車両
 - 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両
 - 荷台・後部・側面にサーフボード、ウィンドサーフィン関連、自転車等関連物の車外積載にて入庫・出場の際ゲートと接触するおそれのある車両
 - 他車両との接触、積載物の落下のおそれがあるキャリア搭載車両
- 二輪車・三輪車等の制限
自動二輪車、原付自転車、足踏み自転車、小型特殊自動車、サイドカー、三輪車、バギー、トライクなどと呼称される車両。
- 前各号の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物等を含めて判断するものとする。

第6条 (駐車場内の通行)

利用者は、本駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らねばならないものとする。

- 場内は、時速10キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全を確保すること。
- 追い越しをしないこと。
- 出庫する車両の通行を優先すること。
- 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- 係員の指示がある場合、その指示に従うこと。

第7条 (遵守事項・禁止事項)

利用者は、本駐車場の利用に関しては、次の事項を守らなければならないものとする。

- 短時間の利用により課金されない場合、又は、免除等を行っている駐車場であっても、必ず精算機において精算行為を行なうこと。
- 駐車券紛失に十分注意すること。駐車券を紛失した場合には、所定の紛失料金を支払い出庫とする。（紛失料金は、駐車場設置の出口精算機備え付けのインターフォン又はお客様サポートセンターに連絡し自己申告に基づき、表示された金額を支払うものとする。）
- 車両内に現金、貴金属、宝石を始めとする貴重品については残置せず、身の回りに所持すること。
- 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れるときは窓及びサンルーフを閉め、ドア及びトランクには施設にて盗難防止に努めること。
- 区画された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。
- 駐車中の車内に乳幼児を放置しないこと。
- 駐車中の車内に動物を放置しないこと。
- 駐車場内は喫煙、及び火気の使用は厳禁する。
- 爆発性のもの可燃性のものは搬入を禁止する。
- 大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為を禁止する。
- 清潔になるよう努め、ビン、缶及び紙屑、ポロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等の一切を捨てることを禁止する。
- 駐車場内での車両の駐車以外の行為（営業・演説・宣伝・募金・署名活動等）を禁止する。ただし、事前に管理者の許可を受けている場合を除く。
- 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるときの入庫を禁止する。
- 飲酒・宿泊・賭け事・洗車等他人の迷惑になるような行為は禁止する。
- 前各号に掲げるものの他は、全て管理者または駐車場係員の指示に従うこと。

第2章 免責・利用者賠償責任

第8条 (免責事由)

管理者は、以下の（1）ないし（10）の事由による損害または本駐車場内における利用者の車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損、或いは、本駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両、その付属物もしくは積載物に起因して利用者が被った損害について、原則として責任を負わない。

- 車両とその積載物もしくは取付け物及び車内の金品、物品、設備等についての盗難による利用者の損害
- エアロパーツを装着した車両で入庫したうえ、エアロパーツが駐車場内の設備に接触したことによる利用者の損害
- その他第5条の規定に違反した車両を駐車したことに伴う損害
- 第6条に違反して走行したことによる損害
- その他利用者の自己過失による損害
- 台風・風水害・地震・火災・落雷・積雪等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害
- 他の車両等に、入庫及び出庫を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により利用者が被った損害及びその他の損害
- 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害
- 本約款の第11条（利用休止等）、又は本約款の第12条（駐車位置の変更）による措置による利用者の損害

- （10）管理者の責によらない事由による出庫不能により利用者が被った直接損害及びその他の派生損害、間接損害等

第9条 (利用者の賠償責任)

本駐車場の利用者が本約款等もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備または機器を破損した場合は、以下の事項のほか、これにより管理者が現実には被った通常かつ直接の損害に対し利用者は賠償するものとする。

- 不正行為、または利用方法、本約款等に違反した場合、管理者は必要な処置を講ずることができるものとし、駐車場利用者（所有者及び同乗者を含む）は、速やかに是正しなければならない。
- 利用者（所有者及び同乗者を含む）は、本駐車場施設ならびに駐車中の他の車両や駐車場利用者等に損害を与えたときは、直ちに当事者にその損害を賠償しなければならず、申告及び当該履行をしなかった場合は、管理者は所轄の警察署に届け出ることができるものとする。

第10条 (不正駐車)

本駐車場の利用者が、駐車料金を支払わないで不正の手段により車両を駐車スペースから入出庫し、または駐車場外へ移動したときは、管理者はその利用者に対し、駐車料金の支払いを支払いを請求する。なお、以下の駐車は不正と判断することとし、警告を行う。

- 管理者にてカラーコーン及びテープまたはロープ等にて封鎖している車室に許可なく進入もしくは入庫している場合
- 第5条の規定により駐車できない車両の駐車
- その他料金を精算せずに出庫する行為

第11条 (利用休止等)

管理者は、次の場合には本駐車場の全部又は一部について、利用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避（以下、「利用休止等」という。）を行なうことができるものとする。

- 台風・風水害・地震・火災・落雷・積雪等、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- その他、保安上営業の継続が適当でないとも認められる場合

第12条 (駐車位置の変更)

管理者は、本駐車場の管理上必要があるときは、出入り口の一部又は駐車区画（車室）の全部又は一部の区画を閉鎖することができるものとする。

第13条 (事故等に対する措置)

管理者は、本駐車場について事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができるものとする。

第14条 (入庫拒否)

管理者は、駐車場が満車である場合は入庫を停止するほか、第5条に定められた車両、第10条に該当する車両には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

第3章 雑則

第15条 (個人情報の取得)

管理者は、本駐車場の運営にあたって、利用者から提供された個人情報については、法令等に従い適正に管理するものとする。なお、管理者が本駐車場の運営管理を委託している場合、利用者へのサービス向上を目的とし、迅速に対応するため当該委託先に提供する場合がある。但し、当該委託先に個人情報の保護を遵守させるものとする。

第16条 (その他重要事項)

- 管理者は、車両に警告書等の文書を取り付ける場合がある。
- 管理者は、防犯を目的とし、防犯カメラにより駐車場内及びその周辺を撮影している場合があり、任意にこれを不正の取り締まりに使用し、または捜査等の協力のために当局に提出する場合があることを、利用者は承諾するものとする。
- 利用者が万が一、駐車場料金を未払いで出庫した場合、民法、刑法、その他の法令の規定に基づく一切の損害の賠償・刑罰の責任を負うものとする。
- 機器の故障による領収書の不発行については、利用者は場内掲示のお客様さぼりとセンターへ連絡し、再発行を依頼するものとする。
- 精算の際に釣銭切れの場合は「預り証」という書面が精算機から発行されるので、場内掲示のお客様さぼりとセンターへ連絡するものとする。なお、前記以外での返金手続きの際は、該当する領収書のほか該当する駐車券の原本が必要となるためその旨場内掲示のお客様さぼりとセンターへ連絡するものとする。

本約款等のほかは、全て管理者の指示に従うものとする。

管理者の承諾なしに無断転載及び複製を禁じます。

故障等が発生した場合は、下記お客様さぼりとセンターまでご連絡願います。